



島根県報

令和4年6月10日（金）

第 318 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出 (中 小 企 業 課) 2

特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第7条に規定する所得額等 (建 築 住 宅 課) 3

【公 告】

島根県公文書等の管理に関する条例の規定による特定歴史公文書等の保存及び利用の状況の公表 (総 務 課) 4

公共測量の実施 (技 術 管 理 課) 6

公共測量の実施の変更 (") 6

基本測量の終了 (") 6

【特定調達公告】

地方税共通納税システムの対象税目拡大対応に係る税務総合オンラインシステム改修業務委託に係る随意契約の相手方等 (税 務 課) 7

第2期しまねセキュリティアクラウド調達業務委託に係る随意契約の相手方等 (情報システム推進課) 7

島根県立中央病院及び島根県立こころの医療センター統合情報システム保守管理業務に係る随意契約の相手方等 (病 院 局) 8

島根県立中央病院及び島根県立こころの医療センター統合情報システム運用支援サービス業務に係る随意契約の相手方等 (") 8

島根県立中央病院仮想基盤・仮想デスクトップ基盤保守運用業務に係る随意契約の相手方等 (") 9

【教委公告】

島根県立古代出雲歴史博物館エアタイトケース製作業務に係る提案競技の実施 (文 化 財 課) 9

【選管告示】

地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく選挙権を有する者の総数の50分の1及び3分の1の数 13

告 示

島根県告示第457号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和4年6月10日

島根県知事 丸 山 達 也

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

松江ステーションショッピングプラザ（シャミネ松江東館） 島根県松江市朝日町字伊勢宮472番地2

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

J R西日本山陰開発株式会社 代表取締役社長 新井 慎一 島根県松江市朝日町字伊勢宮472番地2

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名または名称	住所	代表者名	備考
(株) コナカ	神奈川県横浜市戸塚区品濃町517番地2	湖中 謙介	
(株) メルティングポット	兵庫県尼崎市富松町一丁目3番21号-209	田中 哲人	
(有) ストロー・アンド・ウェイ	島根県松江市浜乃木一丁目5番地88号	仙田 道生	
(株) ボディワーク	東京都中野区東中野2-22-23	清水 秀文	
(株) メガネトップ	静岡県静岡市葵区伝馬町8番地の6	富沢 昌宏	
(株) スタイルフォース	兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目8番1	渡邊 智則	
J R西日本山陰開発 (株)	島根県松江市朝日町字伊勢宮472番地2	新井 慎一	
(有) 平田生花店	島根県松江市南田町31番地	平田 明久	
(株) ストライプインターナショナル	岡山県岡山市北区幸町2-8	立花 隆央	
(株) ブルーメイト	広島県福山市千田町千田1741-1	岡本 龍二	
(株) バルコス	鳥取県倉吉市河北町1番地	山本 敬	令和3年9月30日 退店
(有) カワシマ	島根県出雲市今市町1396番地	川島 徹久	
(株) アマガサ	東京都台東区上野1-16-5	早川 良一	令和4年3月27日 退店
(株) コクミン	大阪府大阪市住之江区粉浜一丁目12番48号	絹巻 秀展	
エステールホールディングス (株)	東京都港区虎ノ門四丁目3番13号	丸山 雅文	

(変更後)

氏名または名称	住所	代表者名	備考
(株) コナカ	神奈川県横浜市戸塚区品濃町517番地2	湖中 謙介	
(有) ストロー・アンド・ウェイ	島根県松江市浜乃木一丁目5番地88号	仙田 道生	
(株) ボディワーク	東京都中野区東中野2-22-23	清水 秀文	
(株) メガネトップ	静岡県静岡市葵区伝馬町8番地の6	富沢 昌宏	

(株) スタイルフォース	兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目8番1	鈴木 信輝	令和2年6月30日 代表者変更
J R 西日本山陰開発 (株)	島根県松江市朝日町字伊勢宮472番地2	新井 慎一	
(有) 平田生花店	島根県松江市南田町31番地	平田 明久	
(株) ストライプインターナショナル	岡山県岡山市北区幸町2-8	立花 隆央	
(株) ブルーメイト	広島県福山市千田町千田1741-1	岡本 龍二	
(有) カワシマ	島根県出雲市今市町1396番地	川島 徹久	
(株) コクミン	大阪府大阪市住之江区粉浜一丁目12番48号	絹巻 秀展	
エステールホールディングス (株)	東京都港区虎ノ門四丁目3番13号	丸山 雅文	
(株) ナカスカコーポレーション	広島県広島市中区国泰寺町1-3-15	中須賀 賢一	令和3年4月24日 入店
フリュー (株)	東京都渋谷区鶯谷町2-3	三嶋 敬	令和3年6月9日 入店
松井 (株)	島根県出雲市渡橋町81番地	松井 修一	令和3年11月3日 入店
(株) メルティングポット	兵庫県尼崎市富松町一丁目3番21号-209	田中 哲人	

(4) 変更の年月日

上記小売業者一覧表のとおり

2 届出年月日

令和4年5月31日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

松江市産業経済部商工企画課 (松江市末次町86番地)

島根県告示第458号

特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則 (平成5年建設省令第16号。以下「省令」という。) 第7条の規定により知事が定める所得額等を次のように定め、令和4年6月10日から施行する。

特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第7条に規定する所得額等 (平成21年島根県告示第112号) は、廃止する。

特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律 (平成5年法律第52号) 第2条第1項の認定 (同法第5条第1項に規定する変更の認定を含む。以下同じ。) の申請であって、この告示の施行の際認定をするかどうかの処分がなされていないものについては、この告示による廃止前の特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第7条に規定する所得額等の規定を適用する。

令和4年6月10日

島根県知事 丸山 達也

- 1 省令第7条第2号、第4号及び第5号の規定により知事が定める額 当該各号に規定する知事が定めることができる額の上限額に相当する額
- 2 省令第7条第3号の規定により知事が定める基準 40歳未満の者であって次のいずれかに該当するものであること。
 - (1) 同居親族等に18歳未満の者がある者
 - (2) 同居親族等に60歳以上の者がある者

- (3) 障害者等（島根県営住宅条例（昭和34年島根県条例第49号）第6条第1項第2号ア(ア) a から e までの規定に掲げる者をいう。以下同じ。）又は同居親族等に障害者等がある者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、入居させることが適当であると認められる者として知事が別に定めるもの
- 3 省令第7条第6号の規定により知事が定める基準 40歳未満の者であって障害者等であるもの又は入居させることが適当であると認められる者として知事が別に定めるものであること。

公 告

島根県公文書等の管理に関する条例（平成23年島根県条例第3号）第28条の規定により、令和3年度における特定歴史公文書等の保存及び利用の状況を次のとおり公表する。

令和4年6月10日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保存状況

（単位：冊）

公文書群	前年度末保存数 a	本年度中受入等数 b	廃棄数 c	本年度末保存数 a + b - c
古文書簿冊	4,807			4,807
25年部目簿冊	3,344			3,344
明治期から昭和50年に議会議務局で作成された公文書群	475			475
昭和23年度から昭和54年度末までに教育委員会で作成された公文書群	241			241
平成10年度から平成22年度末までに保存期間が満了した公文書群	7,000			7,000
平成23年度末までに保存期間が満了した公文書群	967			967
平成24年度末までに保存期間が満了した公文書群	1,195			1,195
平成25年度末までに保存期間が満了した公文書群	1,090			1,090
平成26年度末までに保存期間が満了した公文書群	1,223			1,223
平成27年度末までに保存期間が満了した公文書群	1,223			1,223
平成28年度末までに保存期間が満了した公文書群	1,380			1,380
平成29年度末までに保存期間が満了した公文書群	1,538			1,538
平成30年度末までに保存期間が満了した公文書群	1,494			1,494

令和元年度末までに保存期間が満了した公文書群	1,079			1,079
令和2年度末までに保存期間が満了した公文書群		1,149		1,149
合計	27,056	1,149		28,205

2 利用状況

(1) 月別利用内訳

(単位：件、冊、人)

月	利用請求		簡易閲覧申込		元実施機関利用申込		利用相談	施設見学
	受付数	公文書数	受付数	公文書数	受付数	公文書数		
4	1	4	3	10	2	6	5	0
5	1	16	1	23	0	0	3	0
6	3	11	2	10	2	6	6	0
7	0	0	4	20	0	0	4	0
8	2	5	1	2	2	5	10	0
9	3	12	4	8	3	10	16	0
10	3	9	2	21	3	11	10	0
11	3	9	1	3	1	4	7	15
12	0	0	0	0	0	0	6	0
1	1	4	2	5	1	8	7	0
2	3	8	4	20	0	0	7	0
3	0	0	3	16	2	3	5	0
合計	20	78	27	138	16	53	86	15

(2) 利用請求の決定状況

(単位：件)

利用制限なし	利用制限あり		合計
	一部	全部	
254	11	4	269

注 合計は、(1)の「公文書数」の合計と一致する。

(3) 貸出状況

貸出先	行事等の内容、貸出期間、貸出公文書
松江歴史館	<p>○行事等の内容 開校100周年記念企画展「旧制松江高等学校～松江で学び、暮らした学生たち～」にて展示・公開</p> <p>○貸出期間 令和3年2月19日～令和3年7月16日</p> <p>○貸出公文書 大正6年第35回島根縣會議事速記録 大正6年第35回島根縣會決議録 大正7年第36回・第37回・第38回島根縣會議事速記録 大正7年第36回・第37回・第38回島根縣會決議録</p>

3 不服申立ての件数及び決定状況

該当なし

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について浜田市長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和4年6月10日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
公共測量（数値地形図作成）
 - 2 作業期間
令和4年5月26日から令和5年3月17日まで
 - 3 作業地域
浜田市殿町外地内
-

令和4年4月19日付け島根県報第304号で公告した公共測量の実施の変更について、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、近畿中国森林管理局長から作業期間の変更に係る通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和4年6月10日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
公共測量（航空レーザ測量）
 - 2 作業期間
（変更前）令和3年12月14日から令和4年5月27日まで
（変更後）令和3年12月14日から令和4年7月29日まで
 - 3 作業地域
島根県
-

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、次の基本測量は、令和4年3月31日に終了した旨国土交通省国土地理院長から通知を受けたので、同条第3項の規定により公告する。

令和4年6月10日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
基本測量（時空間変位確定測量）
- 2 作業期間
令和4年1月1日から同年3月31日まで
- 3 作業地域
島根県全域

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和4年6月10日

島根県知事 丸 山 達 也

1 件名及び数量

地方税共通納税システムの対象税目拡大対応に係る税務総合オンラインシステム改修業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県総務部税務課 島根県松江市殿町1番地

3 随意契約の相手方を決定した日

令和4年5月23日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

島根県税務総合オンラインシステム共同企業体

代表者 富士通 J a p a n 株式会社山陰支社 支社長 艸葉 美市博 島根県松江市学園南二丁目10番14号

構成員 株式会社テクノプロジェクト 代表取締役社長 山中 茂 島根県松江市学園南二丁目10番14号

構成員 富士通リース株式会社中国支店 支店長 坂井 伸弘 広島県広島市中区紙屋町一丁目2番22号

5 随意契約に係る契約金額

76,158,060円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定による。

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和4年6月10日

島根県知事 丸 山 達 也

1 件名及び数量

第2期しまねセキュリティアクラウド調達業務

オプション機能サービス提供業務（仮想化基盤サービス、メール無害化サービス、ファイル無害化サービス、Web無害化サービス）

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県総務部情報システム推進課 島根県松江市殿町1番地

3 随意契約の相手方を決定した日

令和4年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

EMJしまねセキュリティアクラウド共同企業体

代表者 株式会社エネルギー・コミュニケーションズ 取締役社長 渡部 伸夫

広島県広島市中区大手町二丁目11番10号

5 随意契約に係る契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

- | | |
|---------------------|--------------|
| (1) 仮想化基盤サービス提供業務 | 81,272,400円 |
| (2) メール無害化サービス提供業務 | 96,168,600円 |
| (3) ファイル無害化サービス提供業務 | 44,878,680円 |
| (4) Web無害化サービス提供業務 | 493,303,800円 |

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第133条の規定によりその例によることとされる物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和4年6月10日

島根県病院事業管理者 山口修平

1 役務の名称及び数量

島根県立中央病院及び島根県立こころの医療センター統合情報システム保守管理業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

島根県病院局県立病院課 島根県出雲市姫原四丁目1番地1

3 随意契約の相手方を決定した日

令和4年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

富士通 J a p a n 株式会社島根支社 支社長 艸葉 美市博 松江市学園南二丁目10番14号

5 随意契約に係る契約金額

134,911,315円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定による。

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第133条の規定によりその例によることとされる物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和4年6月10日

島根県病院事業管理者 山口修平

1 役務の名称及び数量

島根県立中央病院及び島根県立こころの医療センター統合情報システム運用支援サービス業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

島根県病院局県立病院課 島根県出雲市姫原四丁目1番地1

- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和4年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社テクノプロジェクト 代表取締役 山中 茂 松江市学園南二丁目10番14号
- 5 随意契約に係る契約金額
87,300,840円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定による。

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第133条の規定によりその例によることとされる物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和4年6月10日

島根県立中央病院病院長 小 阪 真 二

- 1 役務の名称及び数量
島根県立中央病院仮想基盤・仮想デスクトップ基盤保守運用業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
島根県立中央病院事務局経営部情報システム課 島根県出雲市姫原四丁目1番地1
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和4年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ中国 代表取締役 上田 健 広島県広島市南区比治山本町11番20号
- 5 随意契約に係る契約金額
63,624,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。

教 育 委 員 会 公 告

島根県立古代出雲歴史博物館エアタイトケース製作業務に係る事業予定者を決定するため、次により提案競技を実施する。

令和4年6月10日

島根県教育委員会教育長 野 津 建 二

- 1 提案競技に付する事項
(1) 名称

島根県立古代出雲歴史博物館エアタイトケース製作業務に係る提案競技

(2) 仕様

別に定める業務仕様書による。

(3) 期間

契約日から令和5年3月24日まで

(4) 提案価格の上限額

35,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 提案競技参加資格に関する事項

提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 暴力団員による不当行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。
- (3) 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。
- (4) 消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。
- (5) 島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、提出書類の提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。
- (6) 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者でないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（これらの法律に基づき更生手続又は再生手続の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。
- (8) 平成29年度から令和3年度までの間に、国又は地方公共団体が発注した業務等にて可動のエアタイトケースならびに窒素充填式エアタイトケースを元請として人文系博物館等展示施設に納入した実績があること。

3 提案競技説明書の配布期間、配布場所

(1) 配布期間

令和4年6月10日（金）から同年6月24日（金）まで（土曜日、日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで。

(2) 配布場所

島根県出雲市大社町杵築東99-4 島根県立古代出雲歴史博物館

(3) 配布手続

別途示す「守秘義務の遵守に関する誓約書」を提出し、配布場所に設置する提案競技説明書受領者受付簿に必要事項を記載した者に無償で1部を配布する。

4 提出書類の種類及び部数

提案競技に参加しようとする者は、以下の書類を提出すること。ただし、必要がある場合は、補足資料の提出を求められることがある。

- (1) 提案競技参加申請書 1部
- (2) 法人にあっては、登記事項証明書（申請時前3ヶ月以内に発行された原本又は写し） 1部
- (3) 個人にあっては、運転免許証等の身分証明書の写し 1部
- (4) 個人にあっては、誓約書 1部

- (5) 刑法（明治40年法律第45号）又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を一切行っていない旨及び暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者が経営若しくは運営に関与していない旨の誓約書 1部
- (6) 島根県税を滞納していない旨の証明書（申請時前3か月以内に発行された原本又は写し）（島根県内の本社・営業所等の有無にかかわらず提出すること。） 1部
- (7) 消費税及び地方消費税にかかる納税証明書（申請時前3か月以内に発行された原本又は写し） 1部
- (8) 印鑑証明書（原本） 1部
- (9) 委任状（権限を委任する場合） 1部
- (10) 企画提案書 9部
- (11) 企業・団体概要 1部

ただし、島根県の競争入札にかかる令和4年入札参加資格者名簿に登録されている者は、提出書類の提出期限に有効な入札参加資格審査結果通知書（県総務事務センターが通知したもの）の写しの提出により(2)から(9)までの書類の提出を省略できる。

5 書類の提出方法、提出期限及び提出先

(1) 提出方法

郵送又は持参による。

(2) 提出期限

令和4年7月22日（金）午後5時まで

(3) 提出先

〒699-0701 島根県出雲市大社町杵築東99-4 島根県立古代出雲歴史博物館

電話 0853-53-8600 F A X 0853-53-5350

6 提案競技に係る質問書

- (1) 質問は、期限までに文書により提出すること（F A X又は電子メールによる質問書の送付も可とする。ただし、その場合においては、着信を電話により確認すること。）。

(2) 提出期限

令和4年6月30日（木）午後5時まで

(3) 提出先

5の(3)に同じ。

- (4) 質問に対する回答は、令和4年7月7日（木）までに、提案競技説明書受領者全員に対しF A X又は電子メールにより通知する。

7 選定方法

- (1) 島根県立古代出雲歴史博物館エアタイトケース製作業務提案競技審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、厳正な審査を行い、事業予定者を選定する。

- (2) 提出書類により参加資格を書類審査した後、プレゼンテーションの対象者を決定する。

- (3) プレゼンテーションは令和4年8月上旬を予定しているが、詳細な日時・場所日程等については、該当者に個別に通知する。

- (4) 評価は提出書類及びプレゼンテーションの内容について、別に定める審査要綱によって各評価項目の得点を合算する方法により合計点を算出して行う。評価において考慮する点は以下の通りである。

ア 提案内容の実現性、安全性等

仕様書の内容が反映された上で効果的な展示手法の実現、展示資料に関する安全性が確保されていること等

イ 実施工程の妥当性

無理のない工程であること等

ウ 事業者の専門性、人員及び組織体制等

当該業務について熟練した技術を有すること、業務の実施に必要な人員及び組織体制が整っていること等

エ 類似業務実績

オ 提案価格

全体コストの抑制、提案内容に対する価格の妥当性等

(5) 審査委員会による選定の結果については、提案競技参加者全員に別途通知する。

(6) 審査経過については、公表しない。また、選定の結果に対しての異議申立ては、受け付けない。

8 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は、無効とする。

- (1) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。
- (2) 提出した書類に不備があり、県が示した日時までに補正を行わないとき。
- (3) 参加する資格のない者が提案したとき。
- (4) 事実と反する申請又は提案に関する不正行為があったとき。
- (5) 提案者が当該提案競技に対して2以上の提案をしたとき。
- (6) 提案者が他人の提案の代理をしたとき。
- (7) あらかじめ指示した事項に違反したとき。
- (8) その他提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

9 契約

(1) 契約相手方

事業予定者と契約締結の交渉の上、地方自治体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号の規定に基づき、随意契約を行う。なお、事業予定者が契約を辞退した場合には、審査委員会で次点とされた者と契約を行う。

(2) 契約金額

事業予定者から業務実施計画書及び見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

(3) 前金払

前金払は、行わない。

(4) 契約保証金

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第69条第1項の規定により契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、同規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は免除する。

(5) その他の契約条項

事業予定者と協議の上定める。

10 その他留意事項

- (1) 提出期限後の問合せ又は書類の追加若しくは修正には、原則として応じない。
- (2) 提案競技及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。
- (4) 提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。
- (5) 提出書類は、返却しない。
- (6) 提出書類の作成及び提出に要する費用及びプレゼンテーションに要する費用は提案者の負担とする。
- (7) 企画提案書提出後に辞退する場合は、書面でその旨を申し出ること。

11 提案競技に関する問合せ先

5の(3)に同じ。

12 Summary

- (1) Name of services or goods to be procured : Production of airtight museum cases of Shimane Museum of Ancient Izumo
- (2) Delivery Term : 24 March 2023
- (3) Delivery Location : Shimane Museum of Ancient Izumo
- (4) Deadline for submission of Proposal documents : 17 : 00 22 July 2022
(Bids by post must be received by 17 : 00 on the same day)
- (5) For further details contact : Shimane Museum of Ancient Izumo 99-4 Kitsuki-higashi, Izumo City, Shimane prefecture, 690-0701, Japan
TEL : 0853-53-8600

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

島根県選挙管理委員会告示第24号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数又は3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和4年6月10日

島根県選挙管理委員会委員長 大野敏之

- | | |
|---|----------|
| 1 地方自治法第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数 | 11, 152 |
| 2 地方自治法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） | 159, 593 |
| 3 地方自治法第80条第1項の規定による各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） | |
| 松江選挙区 | 55, 468 |
| 浜田選挙区 | 14, 605 |
| 出雲選挙区 | 47, 257 |
| 益田選挙区 | 12, 672 |
| 大田選挙区 | 9, 458 |
| 安来選挙区 | 10, 536 |
| 江津選挙区 | 6, 384 |
| 雲南・飯石選挙区 | 11, 746 |
| 仁多選挙区 | 3, 458 |

邑智選挙区	5,063
鹿足選挙区	3,725
隠岐選挙区	5,485

- 4 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 159,593